明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕
官庁事項
平成三十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　一
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三
産業
標準仕様書（ＴＳ）の公表について（経済産業省）　五
日本工業規格（同）
〔公告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

官庁報告

官庁事項

内閣は、地方交付税法第七条の規定に基づく平成三十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を次のとおり公表する。

内閣

目次

策定方針
第一　通常収支分
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
(一)　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
(二)　歳入の概要
1　地方税
2　地方譲与税
3　地方特例交付金
4　地方交付税
5　国庫支出金
6　地方債
7　使用料及び手数料
8　雑収入
9　復旧・復興事業一般財源充当分
10　全国防災事業一般財源充当分
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
(一)　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
(二)　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　公債費
4　維持補修費
5　投資的経費
6　公営企業繰出金
7　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費
(三)　国庫支出金に基づく経費の総額